御坊市業務継続計画

令和２年３月作成

（令和４年３月改訂）

御坊市

目　　次

１　業務継続計画の概要
１－１　業務継続計画とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１－２　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
１－３　方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
１－４　業務継続計画の位置付けと対象範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２　想定地震及び被害予測
２－１　想定地震　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２－２　被害予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

３　業務継続のための体制の確保
３－１　職員の参集予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
３－２　体制の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

４　業務継続計画内容
４－１　業務継続計画の特に重要な６要素　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
４－２　市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制　・・・・・・・・・・　９
４－３　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定　・・・・・・・・・１０
４－４　電気、水、食料等の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
４－５　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保　・・・・・・・・・・１１
４－６　重要な行政データのバックアップ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
４－７　非常時優先業務の整理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

資　料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

１　業務継続計画の概要

１－１　業務継続計画とは

【はじめに】

本市は、大規模災害が発生した際において、市民の生命、生活及び財産を守るため、災害応急対策業務や災害からの復旧・復興業務で重要な役割を担うとともに、中断すれば市民生活に重大な影響を与えるおそれのある業務については、継続して行う必要があります。しかし、本市の庁舎や職員が被災し、人、物資、情報、ライフライン等に制約を受けた場合、本市の機能は著しく低下し、通常業務を平常時と同様に行うことが極めて困難となるうえに、災害応急対策業務の業務量が急激に増加し、膨大なものとなることが予想されます。

御坊市業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）（ＢＣＰ）は、そうした状況下においても、必要な業務が適切に継続できるよう、優先すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源（庁舎、職員、電力・情報システム等）（以下「資源等」という。）の確保等について、あらかじめ定めておく計画です。

なお、業務継続計画は、南海トラフ巨大地震を想定災害としますが、地震以外の災害においても可能な範囲で準用するものとします。

【業務継続計画（ＢＣＰ）とは】

業務継続計画は、災害等により利用できる資源等に制約がある条件下において、災害応急対策業務・早期実施の優先度が高い復旧・復興業務（以下「災害応急対策業務等」という。）及び業務継続の優先度が高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源等の確保や配分、そのために必要な手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について、必要な措置を事前に決めておくことで、適切に業務を執行し、業務継続力の向上を図ることを目的とした計画です。

＜非常時優先業務のイメージ＞

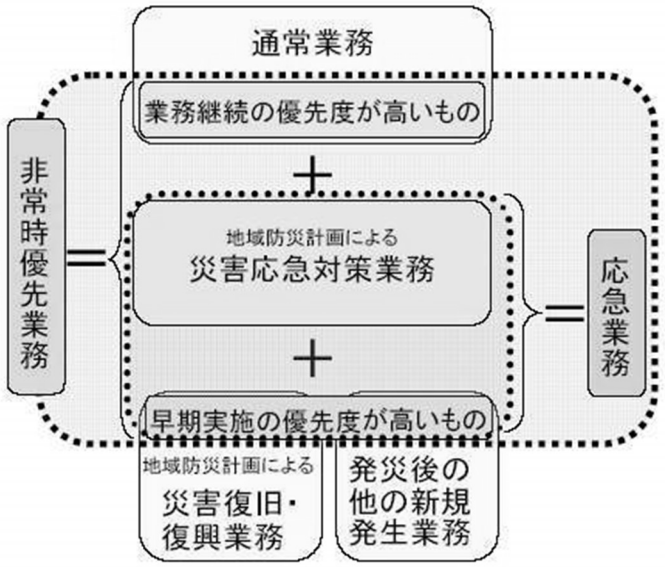

１－２　目的

【業務継続計画策定の目的】

業務継続計画は、災害発生時に市民の生命、生活及び財産を守り、市民生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えることを目的とします。

【業務継続計画策定の効果】

業務継続計画を（継続的改善を含む。）策定することで、地域防災計画や各種マニュアルでは必ずしも明らかになっていない「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、必要な資源等の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政機能不全にならないよう、早期により多くの業務を実施できるようになります。また、自らも被災者である職員の休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できます。

＜業務継続計画の策定に伴う効果のイメージ＞

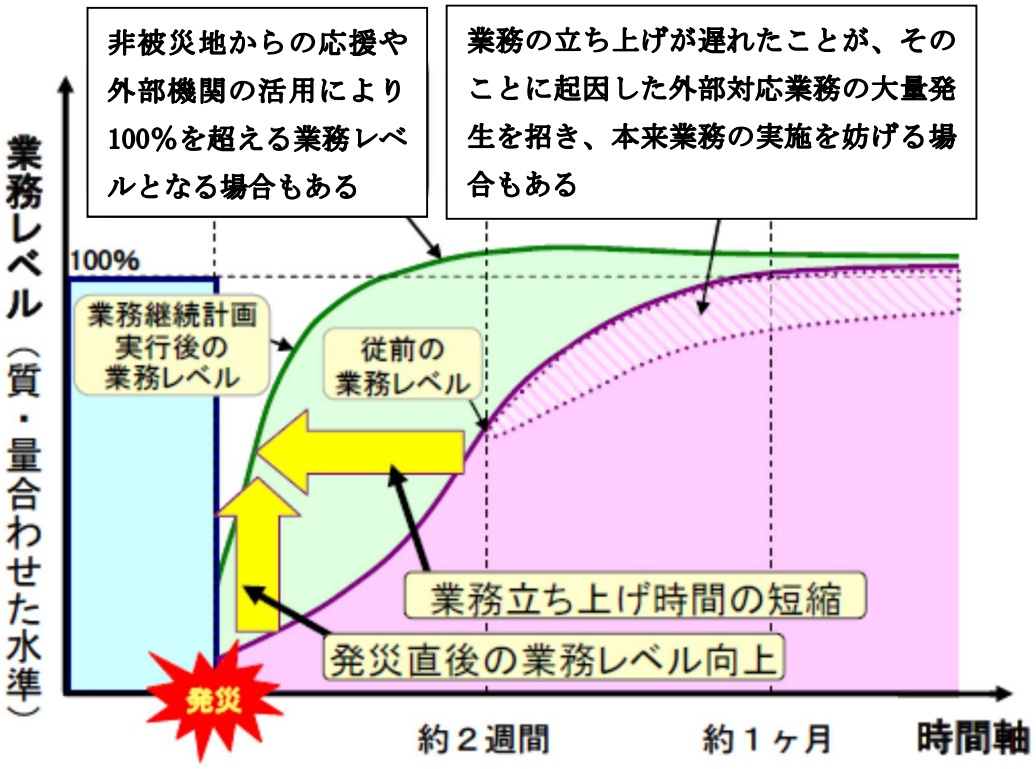

※　業務継続計画の策定により、資源等に制約がある状況下においても非被災地からの応援や、外部機関の活用により業務の実効性を確保することができ、受援計画等とあいまって、１００％を超える業務レベルとなった場合も適切かつ迅速に対応することが可能となります。

１－３　方針

【基本方針】

必要となる人員や資機材を最大限有効に活用して行政機能を維持する体制を確保し、市民生活の早期安定や市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努めることを基本方針とします。

【業務継続計画の策定体制・継続的改善】

（１）業務継続計画の策定体制

平時における体制として、業務継続計画の実効性を高めるため、全庁が主体的に関与する体制とします。

・業務継続計画の策定に際しては、非常時優先業務の所管部署、その実施に必要な資源等を所管する部署、業務継続計画のとりまとめを担当する部署を始め、全部署が検討に参画し、非常時優先業務の整理等を行います。

・非常時優先業務の整理や必要な資源等の配分等の検討は、部門を超えた優先順位等の合意形成が必要となります。

（２）業務継続計画の継続的改善

業務継続計画の策定後は、職員に対する教育や訓練等を実施し、業務継続計画の実効性を確認し、改善を行います。

・業務継続計画は、一度策定すればよいというものではなく、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要です。また、教育、訓練の実施計画を策定し、着実に実施します。

・業務継続計画に係る訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、机上訓練・図上訓練など様々な種類があります。訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改訂により確実に反映します。

・電気、水、食料、人員などの必要資源等について点検を行い、平時から設備の増強、備蓄の促進及び人員確保・育成について計画的に実施します。

・訓練の実施や資源等の点検等により、業務継続計画の実効性の向上を図ります。

（３）マニュアルについて

・業務継続の優先度が高い通常業務……通常業務のマニュアルの中に、災害時についても記載します。

・災害応急対応業務等……御坊市職員災害対応業務マニュアル等を使用します。

※　どちらの業務も訓練等を実施する中で、毎年見直します。

１－４　業務継続計画の位置付けと対象範囲

【地域防災計画との関係】

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、国、県、市及び防災関係機関が連携して実施すべき予防、応急対策並びに復旧・復興業務を総合的に示す計画であるのに対し、業務継続計画は、庁舎や職員が被災することを前提に、あらかじめ非常時優先業務を選定し、限られた人員や資機材等の資源等を効果的に配分することで、非常時優先業務の実効性を確保するための計画で、地域防災計画を補完するものです。

＜位置付けと対象範囲のイメージ＞

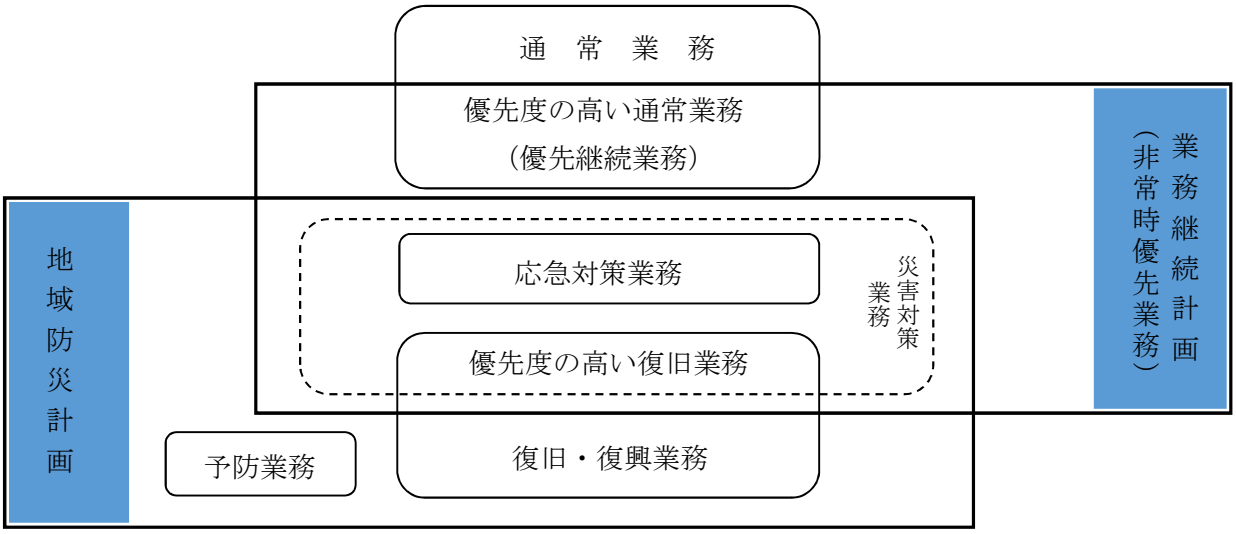

＜地域防災計画と業務継続計画との比較＞

区　　分	地域防災計画	業務継続計画
事業主体	市、国、県、防災関係機関	市
目　　的	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定しています。	発災時の限られた資源等を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにします。
対象業務	災害対策に係る業務全般が対象 ○災害予防業務 ○災害応急対策業務 ○復旧・復興業務	非常時優先業務が対象 ○災害応急対策業務 ○早期実施の優先度が高い復旧・復興業務 ○業務継続の優先度が高い通常業務
業務開始目標時間	業務開始時期の記載は、必要事項でないため、現行の地域防災計画には示していません。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定します。

２　想定地震及び被害予測

２－１　想定地震

【想定する地震と被害予測】

本市では、平成２６年３月に和歌山県が公表した「和歌山県地震被害想定調査」結果を活用します。和歌山県では、平成２５～２６年にかけて、Ｍｗ８クラスの「東海・東南海・南海３連動地震」と、Ｍｗ９クラスの「南海トラフ巨大地震」の２つの地震を想定し、予測震度、津波浸水想定等を基に、人的被害・建物被害等を取りまとめています。

業務継続計画は、「南海トラフ巨大地震」の被害想定を基に策定するものとします。

２－２　被害予測

地震動等の震度・津波予測では、非常に大きな揺れ（震度７）と広い範囲での浸水（９７０ｈａ）が想定されています。

＜震度・津波予測の概要＞

区分	項目	単位	３連動地震	南海トラフ巨大地震
被害概要	地震規模	※Ｍｗ	８．７	９．１
	最大震度	震度	６強	７
	最大津波高	ｍ	８	１６
	平均津波高	ｍ	７	１４
	想定浸水区域	ｈａ	２７０	９７０
	最短津波到達時間	分	第１波最大津波：２４	津波高１ｍ：１３

（出典：平成 25 年　和歌山県津波浸水想定、平成 26 年　和歌山県地震被害想定調査）

※　Ｍｗ　地震の大きさを表すマグニチュードの一種です。地震は、地下の岩盤がずれて起こり、このずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩盤の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードをＭｗ（モーメントマグニチュード）と表します。一般に表されているＭ（マグニチュード）は、地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれなどの規模を正確に表せないので、このＭｗで地震の大きさを表します。

＜南海トラフ巨大地震：震度・液状化・津波の予測＞

震度	液状化危険度	津波
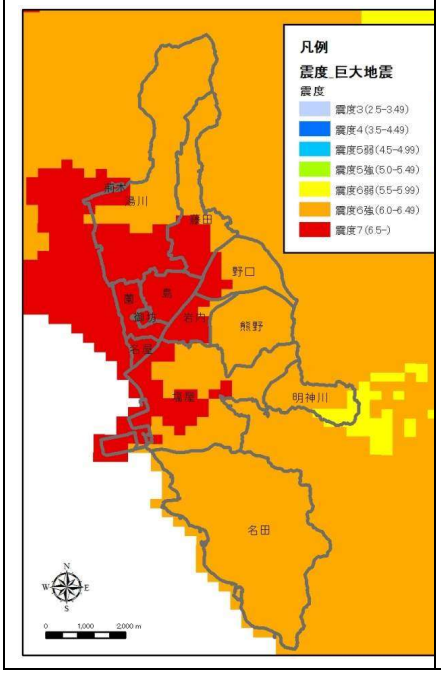	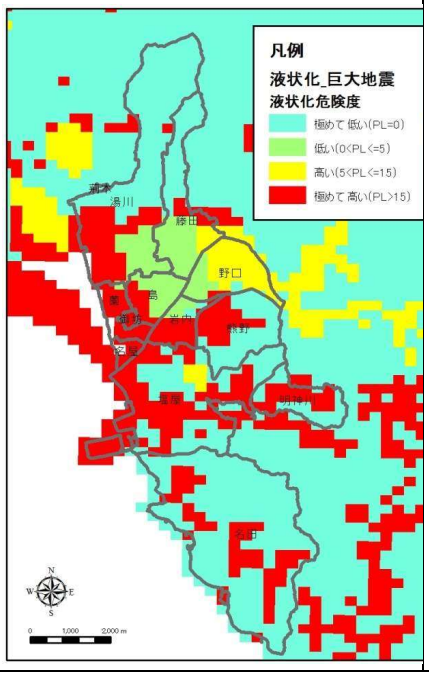	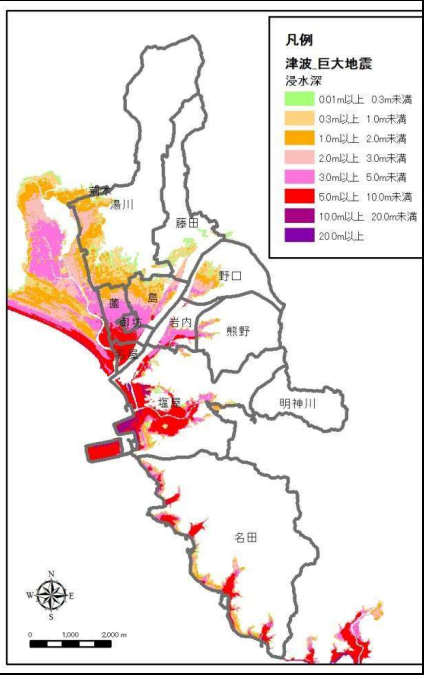

（出典：平成 25 年　和歌山県津波浸水想定、平成 26 年　和歌山県地震被害想定調査）

＜南海トラフ巨大地震：建物・人的被害、避難者数＞

区　分	項　　目		単位	３連動地震	南海トラフ巨大地震
建物被害	総棟数		棟	１２，９００	１２，９００
	建物被害	全壊棟数合計	棟	３，２００	７，４００
		半壊棟数合計	棟	３，３００	２，７００
人的被害	人口		人	２７，２００	２７，２００
	人的被害	死者数	人	６９０	６，９００
		重傷者数	人	２００	５８０
		軽傷者数	人	７００	１，３００
避難者数	発災時人口		人	２９，６００	２９，６００
	避難者総数	１日後	人	８，７００	２２，７００
		１週間後	人	８，５００	１０，７００
		１か月後	人	１２，０００	１４，２００

（出典：平成 26 年　和歌山県地震被害想定調査）

＜ライフライン施設被害＞

３連動地震	直後	１日後	７日後	１か月後
上水道　（人）	２５，３００	２４，４００	１２，２００	７，７００
下水道　（人）	２，２００	２，１００	１，８００	２７０
電力　（棟）	全県下	２５０	１００	８０
固定電話　（本）	１，２００	８７０	６１０	５６
携帯電話　（ランク）	－	－	－	－

南海トラフ巨大地震	直後	１日後	７日後	１か月後
上水道　（人）	２５，４００	２４，９００	１２，５００	１０，０００
下水道　（人）	２，９００	２，７００	２，４００	３６０
電力　（棟）	全県下	５，５００	３，４００	３，３００
固定電話　（本）	６，８００	６，８００	４，２００	４，１００
携帯電話　（ランク）	Ａ	Ａ	Ａ	Ａ

（出典：平成 26 年　和歌山県地震被害想定調査）

注）携帯電話不通ランク

Ａ　非常につながりにくい

Ｂ　つながりにくい

Ｃ　ややつながりにくい

３　業務継続のための体制の確保

３－１　職員の参集予測

職員の参集状況を検証するため、次の条件によりシミュレーションを行います。

（１）家族の安否確認、自宅の被災状況の確認などにより、発災直後の出発が困難なため、発災から３０分経過してから参集するものとします。

（２）移動時間は、道中の被害状況の確認、障害物により通常より移動速度が遅くなることを想定し、車両での移動を不可とし、移動手段は、徒歩（３ｋｍ／ｈ）のみとします。

（３）１日に移動できる限度を８時間（約２５ｋｍ）とします。

※以上の条件により、シミュレーションを行った結果が次のとおりでした。

	３時間 以内	６時間 以内	１日 以内	２日 以内	３日 以上
参集人数（人）	２６２	２１	２	１３	５
延べ人数（人）	２６２	２８３	２８５	２９８	３０３
参集率（%）	８６．５	９３．４	９４．１	９８．３	１００．０

※対象職員数３０３人（令和３年４月１日現在）

ただし、定員管理調査対象者とし、出向者、休職者を除く。

（職員の人的被害率や住家の被害等を考慮し再計算を実施）

平成２６年度に和歌山県が公表した「和歌山県地震被害想定調査」から、揺れにより被害・津波による被害・火災等で消失した全半壊の家屋を合わせて７９パーセント程度被災するものとします。また、人的被害についても津波による被害者・建物倒壊による被害者を合わせると２７パーセント程度被災するものとします。その結果、職員自身、家族等が被災し、さらに治療や入院等が必要な場合を考慮し約３０パーセントの職員が参集できないと想定し、再計算をした結果が次のとおりとなりました。

	３時間 以内	６時間 以内	１日 以内	２日 以内	３日 以上
参集人数（人）	１８３	１５	１	９	４
延べ人数（人）	１８３	１９８	１９９	２０８	２１２
参集率（%）	６０．４	６５．３	６５．７	６８．６	７０．０

３－２　体制の考え方

発災直後は、人的資源の確保が困難となることが予想され、災害応急対策業務等により人員に余裕がない状況が長期間続く可能性があります。また、災害時に発生する業務は一部の部署に大きく偏り、業務量のバランスが大きく崩れることが予想されることから非常時優先業務を実施するためには、被災状況に応じた人員配置、業務内容の調整（縮小）を適宜行い、外部からの応援による人員を確保するなど必要に応じ人的資源の再配分に努めます。

４　業務継続計画内容

４－１　業務継続計画の特に重要な６要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素は以下の６要素です。

（１）市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	市長が不在の場合の職務の代行順位を定めます。また、災害時の職員の参集体制を定めます。 ・緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠 ・非常時優先業務を遂行できる人数の職員が参集することが必要
（２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定めます。 ・地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなった場合
（３）電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保します。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等の調達が不可能となる場合があります。
（４）災害時でもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保します。 ・災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要
（５）重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを行います。 ・災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠
（６）非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理します。 ・各部門で実施すべき時系列の非常時優先業務の整理が必要

４－２　市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

市長（災害対策本部長）不在時に市長の職務を代行する者を定めます。また、災害時の職員の参集体制を定めます。

・第一順位…副市長（災害対策副本部長）

・第二順位…本部員になるもののうち、御坊市職務代行規則に定める上席の事務職員が本部長の職務を代理します。

＜御坊市災害対策本部組織図＞

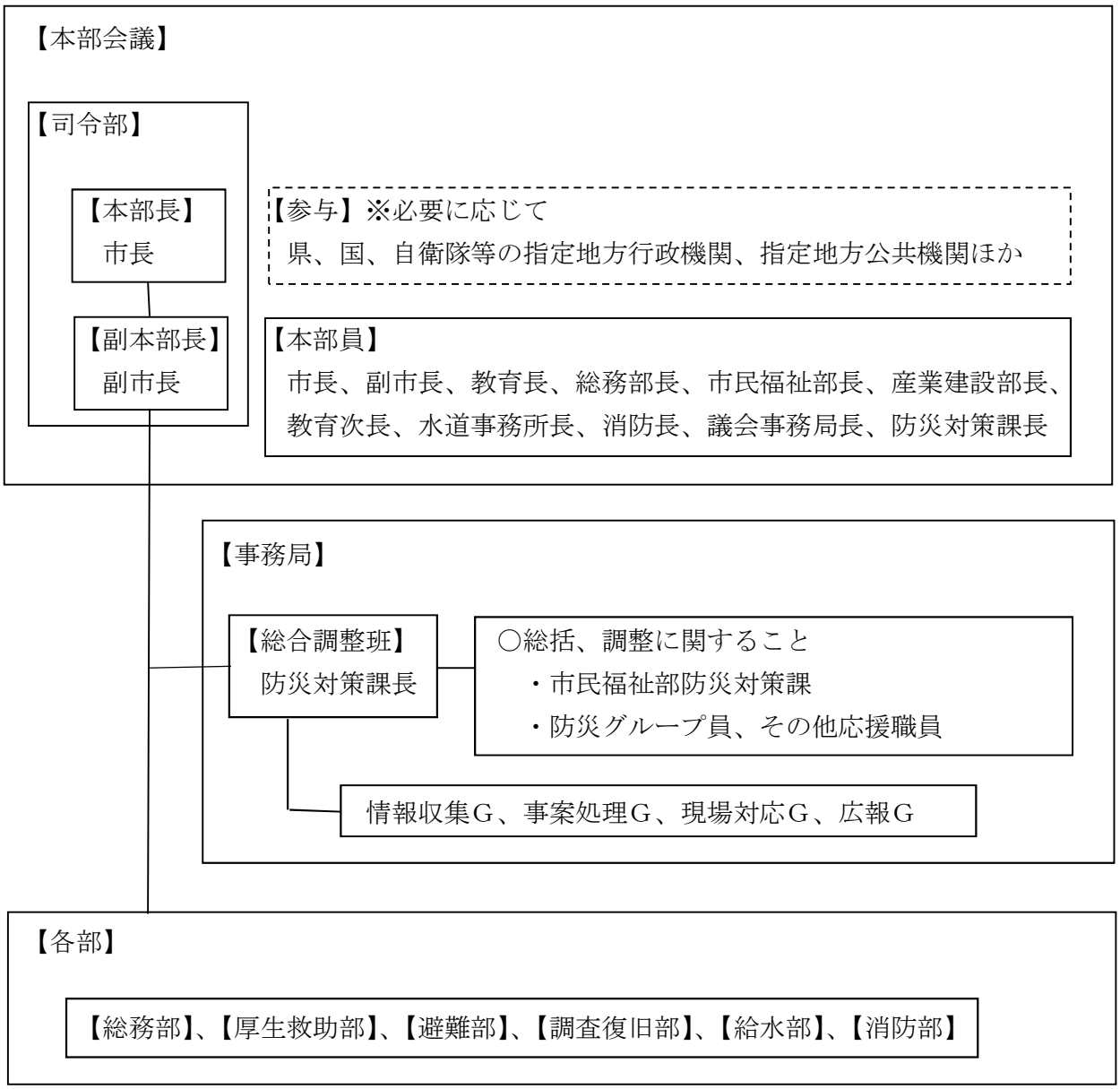

※各部長【総務部】総務部長、【厚生救助部】市民福祉部長、【避難部】教育次長、【調査復旧部】産業建設部長、【給水部】水道事務所長、【消防部】消防長

※災害時の職員の参集体制については、「御坊市地域防災計画」中、動員基準のとおりとします。

４－３　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

本庁舎は、新耐震基準以前の昭和４８年に竣工した建物であり、耐震診断の結果においても耐震性能は低いと診断されています。本庁舎が地震等で使用できなくなった場合、地域防災計画では、代替場所として市民文化会館及び中央公民館又は津波の発生が懸念される場合は、湯川中学校に災害対策本部を設置するよう位置付けています。ただし、代替庁舎としている湯川中学校は、学校施設であることを含め、避難所にも指定していることから、業務に必要な資機材・設備の確保等については、今後の検討事項とします。また、本庁舎の耐震性能が低いことから、現地での建替えを計画しており、令和４年度の庁舎完成、５年度の引越しを目指しています。このことからも代替施設の選定方法については、今後の検討事項とします。

４－４　電気、水、食料等の確保

停電となる事態を想定し、非常用発電機とその燃料について必要量を検討し、確保しておくことが必要です。

職員等のための水、食料等は、３日から１週間分を備蓄します。また、職員は、各自３日分程度の水、食料等を参集時に持参することとします。

＜現時点の状況＞

・非常用発電機　　２台
・燃料備蓄　　２４時間分
・電力供給先

３階執務室・会議室（企画課・総務課・災害対策本部室）・１階執務室（防災対策課）・４階（選挙管理委員室）５階執務室（情報化推進室・サーバ室）

・水　　０日分
・食料　　０日分
・仮設トイレ　　０台
・便袋　　０日分

＜今後の検討事項＞

新庁舎建設に当たり、次の事項について検討を進めていきます。

・災害対応を行う課を中心に電力供給を行ってきましたが、今後は、非常時優先業務を含め早期実施の優先度の高い業務を特定し、電力供給の有り方について検討します。
・電源の設置位置は、本庁舎の浸水を考慮し、高層階への設置を検討します。
・職員等のための水、食料等の備蓄は、保存期限や廃棄等を考慮し、５年計画～１０年計画で検討します。ただし、目標備蓄量に達するには時間がかかるため、各職員が参集時に持参するよう周知を徹底し、特に、持病薬など必要なものは職員自ら確保するものとします。
・備蓄庫の設置場所や備蓄品目等の選定方法について検討します。

・非常用発電機　　１台
・燃料備蓄　　７２時間分
・電力供給先（現庁舎での配置課）
　３階執務室・会議室（企画課・総務課・災害対策本部室）・１階執務室（防災対策課）・４階（選挙管理委員室）５階執務室（情報化推進室・サーバ室）に加え、早期実施の優先度の高い業務を行う課室については、資源等の復旧状況を考慮し、その都度検討します。
・水（１０年保存）　　３日分（６６０本：２２０人×３日×２ﾘｯﾄﾙ）
・食料（５年保存）　　３日分（１，９８０食：２２０人×３日×３食）
・仮設トイレ　　８台（３０人～４０人に１台）
・便袋（１０年保存）　　７日分（６，６００枚：２２０人×３日×１０枚）

４－５　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

災害時に使用可能な通信機器の種類を把握し、業務の遂行に必要となる量を確保します。

＜現時点の状況＞

・防災行政無線（令和３年度整備）
　同報系局：親局１局・再送信子局２局・子局６９局　移動系局：２４局
　※同報局（６０ＭＨｚ帯：デジタル局）
　戸別受信機（要配慮者利用施設等）：１１３基
　※移動局（１５０ＭＨｚ帯（アナログ局）：４局、（全て防災共通波）
　２６０ＭＨｚ帯（デジタル局）：車載型５局、携帯型１５局）
・衛星携帯電話（６台：ワイドスター２台、IsatPhone４台：防災対策課・消防本部で所有）
・災害時優先電話（４台：うち１台が公衆電話）

＜今後の検討事項＞

　防災行政無線施設が令和３年度にデジタルに移行し、市域全てが通信エリアとなりました。現在、要配慮者施設等に戸別受信機を配備していますが、今後、要配慮者等戸別受信機を必要とする世帯への貸与を検討します。また、Ｗｉ－Ｆｉ接続機器やタブレット型端末など時代にあった通信機器の導入について、検討を進めていきます。

・防災行政無線
　※同報局（６０ＭＨｚ帯）
　戸別受信機（要配慮者世帯等）
・臨時災害放送局機材の準備
・Ｗｉ－Ｆｉ接続機器　　etc

４－６　重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要なシステムや行政データを特定し、電子データについてバックアップを実施します。その他、紙ファイルで保管している行政文書は、重要度（保存年限）に応じ上階又は遠隔地に、電子データについても遠隔地や中央公民館に設置する外付けハードディスクに保管します。但し、中央公民館へのバックアップは、新庁舎移転完了時までの期間とする。

なお、新庁舎では、浸水が予想される高さ（浸水深）以上に課室等を配置し、紙ファイルを保管する書庫も上層階に整備する予定となっています。

４－７　非常時優先業務の整理

非常時優先業務の候補を対象に、優先的に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として整理すると同時に、通常業務で一定期間停止可能な業務も合わせて整理するよう、各課に調査・精査を依頼し、整理したものをまとめています。

また、資料編で通常業務の事務分掌は、抽象的な書き方が多く、イメージしづらい業務項目は、具体的内容を「(　)」等で表記するようにしています。

【非常時優先業務の整理】

・業務継続の優先度が高い通常業務

着手目標時期･･･Ａ：２４時間以内、Ｂ：３日以内、Ｃ：１週間以内、Ｄ：１か月以内、Ｅ：１か月以上停止可能

業務継続の優先度が高い通常業務						
着手目標時期	A	B	C	D	E	合計
業務数	２５	２７	５８	１１２	３７４	５９６
割合	４．２	４．５	９．７	１８．８	６２．８	１００．０

・災害応急対策業務等

着手目標時期･･･Ａ：２４時間以内、Ｂ：３日以内、Ｃ：１週間以内、Ｄ：１か月以内

災害応急対策業務等					
着手目標時期	A	B	C	D	合計
業務数	６９	４３	１４	１５	１４１
割合	４８．９	３０．５	９．９	１０．６	１００．０

・災害時継続業務＋応急対策業務

着手目標時期･･･Ａ：２４時間以内、Ｂ：３日以内、Ｃ：１週間以内、Ｄ：１か月以内、Ｅ：１か月以上停止可能

業務継続の優先度が高い通常業務＋災害応急対策業務等						
着手目標時期	A	B	C	D	E	合計
業務数	９４	７０	７２	１２７	３７４	７３７
割合	１２．８	９．５	９．８	１７．２	５０．７	１００．０

非常時優先業務の整理結果のうち、発災後１か月以内に行うＡ業務からＤ業務までを業務継続計画の非常時優先業務として取り扱うこととします。その結果、業務継続の優先度が高い通常業務は、５９６業務のうち２２２業務（３７．２パーセント）とし、災害応急対策業務等１４１業務と合わせて、７３７業務のうち３６３業務（４９．３パーセント）を非常時優先業務として選定しています。